

児童扶養手当現況届の 受付について

◆現況届の受付を開始します

児童扶養手当の現況届は、毎年8月以降の手当を受給できるかどうかを審査するための大切な届出です。手当の受給資格のある方へ「お知らせ」をお送りします。案内をご確認の上、お早めにご申請ください。

なお、所得限度額超過で現在手当を受給していない方も提出が必要になります。

※期日までに現況届を提出されない場合、手当の支払いが遅れる場合があります。

提出期間

令和7年8月1日(金)～8月31日(日)

受付場所

ひだまりプラザ
東栄保健福祉センター 福祉課

特別児童扶養手当 所得状況届の受付について

◆特別児童扶養手当について

20歳未満で知的、精神又は身体に重度・中度の障害を有する児童を監護、養育している父母または養育者に対して支給される手当です。

手当を受給するには、申請が必要となります。

◆所得状況届の受付を開始します

特別児童扶養手当の所得状況届は、毎年8月以降の手当を受給できるかどうかを審査するための大切な届出です。手当受給中の方へ「お知らせ」をお送りします。案内をご確認の上、お早めにご申請ください。

※期日までに所得状況届を提出されない場合、手当の支払いが遅れる場合があります。

提出期間

令和7年8月1日(金)～8月31日(日)

受付場所

ひだまりプラザ
東栄保健福祉センター 福祉課

令和7年度愛知県 在宅重度障害者手当の 所得状況届について

愛知県在宅重度障害者手当は一定の所得がある場合、施設などに入所されている場合、病院に3ヶ月以上入院している場合等は、手当が支給されないことになっております。このため毎年『所得状況届』を提出していただき、受給資格の有無を判定させていただいております。

つきましては、7月中に送付します『在宅重度障害者手当所得状況届』に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

問合せ先▶福祉課 ☎76-1815

全国一斉 「こどもの人権相談」強化週間 ～なんでもおしえて こころのもやもや～

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

日時

令和7年8月27日(水)～9月2日(火)
8:30～19:00

※ただし、8月30日(土)・31日(日)は10:00～17:00

相談専用電話（こどもの人権110番）

☎0120-007-110（フリーダイヤル）

LINEじんけん相談

アカウント名 法務局 LINE じんけん相談
検索ID @linejinkensoudan
友達登録はこちらから▶



問合せ先▶名古屋法務局人権擁護部
☎052-952-8111

個人事業税第一期分の 納付をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は9月1日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第一期分と第二期分の納付書を同封しますので、納付に当たっては、お間違いのないようご注意ください。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所窓口での現金払い
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店での現金払い
※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付
- ・スマートフォン決済アプリによる納付
- ・Pay-easy（ペイジー）に対応した
インターネットバンキング又はATM

その他

領収証書が必要な方は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）窓口、県税事務所窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先▶東三河県税事務所

☎0532-35-6127（ダイヤルイン）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>